

会津若松市

# 農業委員会だより

令和2年1月

## =第59号=

編集発行  
会津若松市農業委員会  
TEL 39-1351  
FAX 39-1482

### (会津若松市農業の概要)

(資料: 2015年農林業センサスより)

・農家戸数 2,126戸 ・農家人口 8,880人

・経営耕地面積 5,781ha (田5,135ha・畑482ha・樹園地164ha)

## 「おいしい」を大事にしたい



桃の新木と共に

- ・新年のごあいさつ ..... 2
- ・令和元年度農地等利用の  
最適化に関する改善意見を市長に提出 ..... 3
- ・農業委員会って? ..... 4~5
- ・農業委員会活動報告 ..... 6~7

### 主な内容

- ・声の広場  
未来の農業を担うぼくの目、わたしの目 ..... 8~9
- ・こんな時には農業委員会へ! ..... 10
- ・新規就農者との対談 ..... 11
- ・各種お知らせ ..... 12
- ・編集後記・広報部会 ..... 12



# 新年のごあいさつ



希  
望

会津若松市農業委員会会長

梶 内 正 信

新年あけましておめでとうございます。輝かしい年を迎える皆様の益々のご繁栄とご多幸を心よりお祈り申し上げます。また、日頃より農業委員会の業務活動に対しまして格別のご支援とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、令和元年度は、春先は低温、6月上旬には大戸町南原地区のリンゴの雹害、湊地区では湿害で大豆の不発芽がありました。7月上旬から9月上旬まで高温と異常気象により作物の生理が安定せず、稲は平場では乳白、品質・収量低下、山間部では条件が合い品質良く収量増収と明暗が分かれました。又、台風19号により本県では55市町村が被災し、イノシシ等による被害も多発しております。鳥獣被害対策や温暖化対策をしなければならないところです。

さらに、TPP11や、EUとのEPA発効、米国とのTAG交渉の進展等、国際化がさらに新しい局面を迎えているところです。本市においても担い手不足や農業者の高齢化、原発事故に伴う風評



## 力強く魅力ある 農業の実現に向けて

会津若松市長  
室 井 照 平

明けましておめでとうございます。

市民の皆様におかれましては、希望に満ちた新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。また、日ごろから地域農業の振興をはじめ市政の発展にご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年5月に元号が令和に変わり、市政の舵取り役として新たな時代に相応したまちづくりに鋭意努力しているところであります。また、昨年は全国各地で猛暑や台風などによる自然の脅威を感じた

年であり、本市においても農産物の品質や収量、さらには農業施設にも影響が見られたところであります。

そのような中、市におきましては「あいづ食の陣」や「AIZ·SRICE」（アイヅライス）の取組、農村活性化プロジェクト支援事業など市独自の施策を展開するとともに、国の財源等も活用しながら、野菜や果樹などの振興作物の生産拡大への支援や、農作物の品質向上・収量増加、作業の省力化を図るスマートアグリの導入支援、多面的機能の維持・發揮への支援など、本市の特性に応じた農業・農村の振興を図ってきたところであり、今後も農業所得向上と力強く魅力ある農業の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、農業委員会の皆様とより一層連携を深めながら、農地の適正な管理指導や耕作放棄地発生の未然防止に努め、農地中間管理事業を活用しながら担い手への農地の集積・集約化を推進し、認定農業者や集落営農組織及び新規就農者などの担い手育成・確保に努めてまいります。

結びに、皆様のご健勝とご多幸を心から祈念し、新年のごあいさつといたします。

改正「農業委員会に関する法律」が施行され新体制に移行し3年になりますが、本市でも2回目の改選が7月に行われます。今後の課題は、これまでの「農業委員会の体制づくり」から法律の主眼である「農地等の利用の最適化」へ移行し、より活動の成果が求められることがら、国においては農業委員会制度の見直しに向かって検討を始めることになっております。

本年も関係機関・団体と情報を共有しながら農業情勢の変化と農家の方々の思いを的確に捉えて活動してまいります。

農業委員会、農業者と「地域話し合い活動」で昔を振り返り農祭や神事等含め仕事づくり、物づくり、環境・人づくり等、農業農村の「源」をどう掘り、どのような流れにするかを関係者が一体となり「和」をもつて一緒に描くことが出来るよう、努力してまいります。

よく本物と言われますが、本物の農産物・農業をもう一度深く考えて本市の食料農業農村の活性化と振興に取り組んでまいりますので、更なるご指導ご協力のほどお願い申し上げます。

# 令和元年度 農地等の利用の最適化に関する改善意見を市長に提出

## 改善意見概要

### 一、 担い手への農地集積について

#### (1) 人・農地プランの実質化に向けて

人・農地プランの実質化に向けて取組について  
人・農地プランの実質化が、担い手への農地集積のみならず、機構集積協力金、農業次世代人材投資事業等の支援措置を受ける場合の要件となっていることも踏まえ、プランの実質化に向けた取組を早急かつ強力に進める。

#### (2) 土地利用型畑作物の検討と導入について

#### (3) 畿域戦略の構築が

高収益が期待できる園芸作物や新たな土地利用型畑作物の創出と、6次化等付加価値を高めた複合的経営等も視野に入れた経営戦略の構築が必要不可欠と考えられることから、

ハンズオン支援によるコンサルタント派遣等により、土地利用型畑作物モデル的経営体の育成に向けた取組を進めること。

#### (3) 経営規模拡大に対する支援について

経営規模拡大等の対応のための農業機械・設備導入については、価格が年々高額化していることから、農業経営資金利子補給事業の借入限度額を1千万円以上に引き上げるなど、本市農業の維持発展に資する制度と

### (4) 市の担い手育成部門の充実強化について

#### (1) 農業の担い手が減少傾向にある中で、人づくり・地域づくりの施策の重要性が増大することから、専門グループの新設など、市の担い手育成部門の充実強化を図ること。

### 二、 遊休農地の解消について

#### (1) 遊休農地解消施策の充実について

平成30年度に終了した耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業に代わる施策を国が責任を持つて事業展開を行うように働きかけるとともに、市独自で農地自体を再生利用するための事業を検討すること。

(2) 遊休農地の活用による食料自給率向上について

遊休農地面積の50%が畑であることを踏まえ、遊休農地に適した土地利用型畑作物の選定と導入を行い、遊休農地を活用した食料自給率の向上に努めること。

#### (3) 異業の拡充と周知について

専門家による集落環境診断を受けることを条件に集落ぐるみで鳥獣被害防止に取り組むことができる鳥獣被害防止総合支援モデル事業について、事業内容の周知を行い、対象地

区の拡大を図ること。

### 三、 新規参入の促進について

#### (1) 新規就農者への対応について

新規就農相談時に栽培技術の習得や農業機械の免許取得を促すなど、就農時のリスク低減を図ること。また、就農後も栽培技術のみならず経営管理能力向上に向けた支援を行い、将来の地域農業の担い手としての育成を図ること。

#### (2) 農業次世代人材投資資金の適正な運用について

利用者が増加する中で国庫予算是圧縮されている。農外からの就農者や、就農計画の内容により経営開始に資金を要すると判断された者に対して優先的に資金を投入するための仕組みづくりを行うこと。

#### (3) スマート農業の推進について

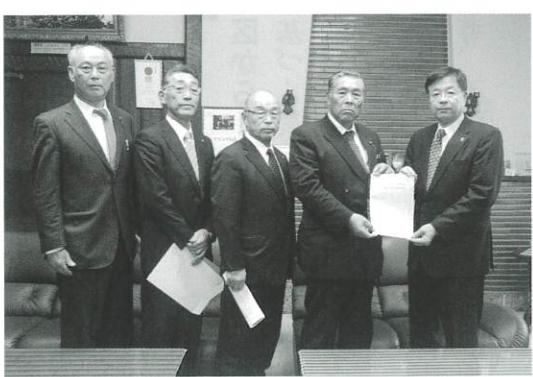
特定のシステムに限定することなく栽培作物ごとに多様なシステムの導入が可能となるよう、農業情報化推進事業を充実すること。

#### (4) 認定就農者に対する支援体制の強化について

青年等就農計画認定審査会の構成機関・団体間の情報共有等が不十分であることから、対象者の計画達成と認定後5年後において担い手として自立が可能となるよう支援体制の強化に努めること。

#### (5) 事務局職員の増員について

事務局職員を増員すること。



令和元年10月25日、市長へ改善意見を手渡し、要望を行いました。

候変化に対応するための施設整備の情報収集と高温化に対応可能な作物の検討と選定等を行い、生産者へ情報提供を行うこと。

#### (2) 農業経営モデルの作成について

農業経営者の規模拡大の指標として、損益分岐点を明らかにした経営モデルを作成し、経営指導の資料として活用すること。

#### (3) ドローンによる上空からの生態系調査等新技術の導入について

県内でも既に先進的な事例が見られることがから、早急に具体的な方策を検討し、実施すること。

#### (4) 福島大学との連携強化について

農業農村維持発展の基礎となる人づくり・地域づくりをはじめとする地域活性化に関する幅広い分野において、更なる連携体制を構築すること。

#### (5) 事務局職員の増員について

事務局職員を増員すること。

## 農業委員会って何なの？

農業委員会とは、農業委員会等に関する法律に基づいて設置される合議体の行政委員会です。

平成28年4月の改正法により、担い手への利用集積推進、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進といった「農地利用の最適化の推進」が、必須業務として位置づけられ、新たに農地利用最適化推進委員が設置されることになりました。

会津若松市では、平成29年8月から新体制となり、農業委員19名と農地利用最適化推進委員18名の合計37名の委員が連携し、農地法等の法令に基づく業務や、地区ごと

担当地区	班編成	担当地区	班編成
第1区	南四合・北町	第4区	門田 戸荒井 川南 館内
	旧市・一箕東山		八田 日橋 堂島
第2区	湊	第5区	
	高野		
第3区	神指	第6区	

## 農業委員や農地利用最適化推進委員の業務って？

### ☆農業委員

公募により市長が議会の同意を得て任命

### ☆農地利用最適化推進委員

公募により農業委員会が委嘱

- 農地の権利移動許可・農地転用許可等の審議（議決権は農業委員のみ）
- 総会等での審議において報告、意見を述べる
- 担当地区での農地利用最適化推進活動
- 農地利用の最適化の推進に関する指針の作成
- 農地等利用最適化推進施策に対する意見の提出

の班編成による農地利用最適化推進活動を通し、本市農業の健全な発展に向け取り組んでいます。

に密着した活動を行っています。  
また、次の6つの部会を設置し、活動しています。

### ①農地部会

#### 各担当地区から1名で構成

農地法に基づく農地転用申請に係る調査指導や、農地パトロール活動等をしています。

各地区内を巡回し、違反転用の早期発見・解消指導、不法投棄の監視活動を行っています。

### ②利用集積推進部会

#### 農業委員と推進委員で構成

認定農業者等への利用権設定の促進、新規就農者の育成及び支援等のほか、国や県などに提出する意見書の内容検討や、農地の賃借料情報、農作業労働賃金の標準額等の作成を行っています。

### ③遊休農地対策部会

#### 農業委員と推進委員で構成

農地の利用状況調査による遊休農地面積の把握や再生利用に向けた誘導、非農地判断等による遊休農地面積の解消、条件の悪い農地に適した作物の検討等を行っています。

前述の総会での審議等をはじめ、地域の課題確認と解消に向けた活動や、農地の出し手と受け手のあせん活動、人・農地プラン等に関する話し合いへの参加等、地域

## 農業委員会は普段どんな活動をしているの？

#### ④広報部会

##### 各担当地区から1名で構成

農業委員会だよりの作成や、小中学校で行われる農業体験への協力、全国農業新聞購読者拡大等を行っています。

#### ⑤総務部会

##### 各担当地区から1名で構成

農業相談日の実施や、行政調査、農業者年金加入推進等を行っています。

#### ⑥農地等利用最適化検討部会

##### 各班から1名で構成

市が実施する農地等利用最適化推進施策の内容を検討するため、期間を定めて設置する部会。必要に応じて同施策の改善に関する意見を提出しています。

※各部会の活動報告は各号の農業委員会により掲載していますので、ぜひご一読ください。

### 農業委員や農地利用最適化推進委員に何を相談すれば良いの？

農地の貸借、売買、転用等を含め、農業に関することは何でも、地域の農業委員や

農地利用最適化推進委員、または農業委員会へお気軽にご相談ください。

なお、毎月第2水曜日（5月10月を除く）午後1時半～4時に農業委員会事務局内「会長室」にて農業相談日を設けており、どなたでもご相談いただけます。

### 令和2年度は農業委員・農地利用最適化推進委員の改選時期です

農業委員会等に関する法律により、農業委員、農地利用最適化推進委員の任期は3年間と定められており、本市においては、令和2年7月19日に任期が満了となることから、農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します。

なお、詳細は令和2年2月号の市政だよりに掲載いたします。

### 農林業センサスにご協力ください

農林業の生産や就業状況などの実態を調査する「農林業センサス」を、令和2年2月1日を基準日として行います。

1月下旬から農林業関係者を対象に調査員が訪問しますので、ご協力をお願いします。

【問い合わせ】 情報統計課

TEL 0242 (39) 1215

### 農業委員会処理件数（平成31年1月～令和元年12月）

(単位：件)

内 容	地区名	若 松	北会津	河 東	合 計
農地法第3条 農地の売買・賃貸借等	21	14	5	40	
農地法第4条 市街化区域外の自己転用	3	1	1	5	
農地法第4条 市街化区域内の自己転用	5	1	0	6	
農地法第5条 市街化区域外の転用売買・賃貸借	7	5	2	14	
農地法第5条 市街化区域内の転用売買・賃貸借	49	3	5	57	
農業経営基盤強化促進法による農地の売買	8	4	0	12	
農業経営基盤強化促進法による農地の貸借	322	130	162	614	
合 計	415	158	175	748	

## 行政調査報告

総務部会長

渡 部 晴日子

今年度の行政調査は、令和元年7月11日・12日、山形県、宮城県、福島県で行いました。

山形県山形市農業協同組合の取り組みでは、特産野菜「山形セリリー」を後世にまで継承発展させるため栽培ハウスを整備し、新たな担い手の育成と新規就農者の受け入れを目的に貸出、その管理にICT（情報通信技術）を活用し、ほ場センサーを付帯した農業の「見える化」を実施した成功例が報告されました。

宮城県みやぎ登米農業組合の取り組みでは、住友商事とタイアップして先端技術を利用した環境保全米「ひとめぼれ」がオーストラリアや香港に輸出された経緯等が報告されました。また、ほ場見学では現地で住友商事社員によるドローンの消毒剤散布を見学しました。



策定会議で担い手の高齢化や後継者が不足する中、ほ場整備の必要性の意見が出され、葉坂地区他5地区の農地中間管理事業を活用したほ場整備の取組が報告されました。

野菜ができるまでの取組の報告と直営店を見学し、全日程を終了しました。

## 作柄調査報告

利用集積推進部会長

吉 田 武 幸

今年度の農地パトロール・作柄調査を、令和元年9月に市内三ヶ所のほ場で実施しました。

一ヶ所目は、湊町東田面地区において梅雨期の長雨、低温による大豆の発芽、生育不良の状況を、県会津農林事務所農業振興普及部職員の状況説明を受け、現状を調査しました。地域全体が被害を受けたものではなく、ほ場により被害程度が異なり、隣接するほ場でも大きな差があり、また、同一ほ場でも差が見られました。要因は気象状況が主たるものですが、排水不良も要因の一つとして、改善も必要ではないかとのことです。

二ヶ所目は、同じく湊町原地区に今年度新規参入した企業のほ場を調査しました。同企業は、露地

栽培の野菜の栽培に取り組んでおり、スイートコーンと人参のほ場を視察しました。両ほ場ともよく管理され、また心配された鳥獣被害対策もされており、大きな被害もなく順調に進んでいるようです。今後も引き続き指導視察をして行きたいと思います。

三ヶ所目は、6月に降雹による被害のあつた大戸町南原地区のりんご園の現状を調査しました。木々にはたわわに果実を実らせていましたが、よく見ると傷だらけでした。園主によると、ほとんどが商品価値の著しく低下したものだということで、嘆然としました。



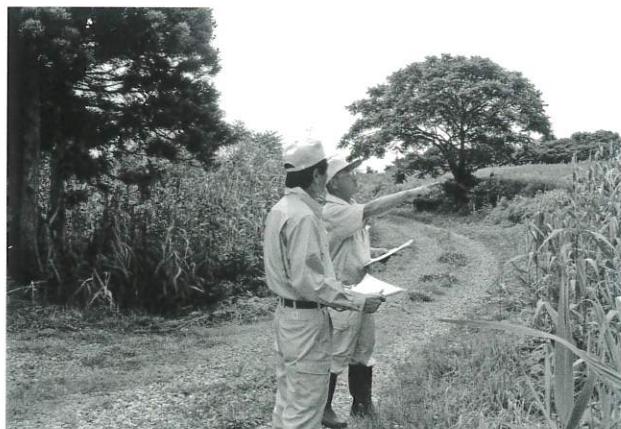
被害発生後は、次年に向けて樹勢維持、防除、施設管理に努めているとのことでした。

調査終了後検討会を行い、各地区より主要作物の作柄や、新規就農者の営農状況について報告を受け意見が交わされました。

## 農地利用状況 調査報告

遊休農地対策部会長

渡 部 政 美



令和元年7月から8月にかけて各地区の委員によつて調査を行いました。これは、遊休農地の実態をつかみ、それを元に地権者の方々を訪問し、今後その農地の利用の意向（対応）について調査を行い、遊休農地の解消を図ることを目的に実施するものです。

今年度の調査結果については、

A分類（再生利用が可能な荒廃農地）・B分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）合わせて、田で189筆約14.1ha・畑で297筆約16.5ha、合計486筆30.6haが遊休農地の状態と

なっています。地権者の努力などにより一定程度解消された農地はあります、特に、山沿いを中心として新たに発生・発見された遊休農地も見られ、農業に従事される方の高齢化・担い手の減少・基盤の未整備などが背景にあると考えられます。

この結果を受け、地権者との話し合いを重視して解消のために努めていきます。

## 関連農地整備事業 農地中間管理機構

門田地区農業委員

渡 部 政 美

平成30年8月に、県会津農林事務所主催でこの事業の研修会を実施しました。

本事業は、農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、一定の要件を満たすことを条件に、農業者の費用負担なく基盤整備事業を実施することができるものです。現在、この事業について様々な地域において興味を示され、活発に説明会が開催されています。

私の住む門田町北御山は、農業者の高齢化・後継者不足の問題が地域の懸念となつております、ほ場が未整備のため、整備をしなければという声がたびたび聞かれるようになりました。

そこで、地域有志・農業委員を中心に、農業経営意向調査の結果を活用して、人・農地・プランの見直しを行い、プランの中にほ場整備実現に向けて取り組むことを明

記し、準備委員会を立ち上げて活動を始めました。

整備予定区域の概要を調べると面積は約37haで、地権者の方が約10地区110名以上でした。大勢の皆様に出席をいただき、これまでに集落説明会を7回開催しました。

様々な質問・意見の発言をいた

だき答えていくなかで、少しづつではありますが、事業に対して理解が得られていくと感じます。

今後は、説明会の中で地権者の方々の様々な不安・質問・意見を受け止めた上で、個々の事業参加への意見を取りまとめ、早期に事業申請ができるよう考えています。



# 未来の農業を担う ぼくの目、わたしの目

声の  
広場

家族の思いが  
伝わる最高の野菜



城北小学校6年  
渡部 葵さん

そんな家族の野菜は、私の学  
校給食に使われています。友達  
から、

「今日は葵ちゃん家の野菜だ  
よ！」

「家でとれた野菜料理、今日も  
おいしい！」

私の家は農家です。六人家族  
で、曾祖父、祖父母、両親の五  
人で野菜や米を作っています。

家族が作る野菜はとてもとても  
おいしいです。それは、どんな  
に忙しくて大変でも「疲れた」  
とは言わない家族の野菜作りへ  
の思いがこもっているからだと  
思います。私も野菜の袋詰めや  
家族の朝食を作るなどできる限  
り手伝いをしていますが、農家  
の仕事は朝早くから夜遅くまで  
あり、本当に大変です。毎日続  
ける家族はすごいなと心から尊  
敬しています。



荒館小学校2年  
豊川 芽吹さん

あいづの  
でんとうやさい

と言われたり、おいしそうに食  
べる姿を見たりすると、「家族  
の思いが伝わっている」とうれ  
しい気持ちになります。もちろ  
ん私も残さず食べています。も  
つとたくさんの人達においしい  
野菜を食べてもらえるよう、こ  
れからも家族の支えになつてい  
きたいです。

ほくのお父さんは、あいづの  
でんとう野さいの、よまさきゅ  
です。

「会津四季もち」は湊町の特  
産品として平成の始めから20年  
の長きにわたり作られてきました  
が、施設の老朽化や製造者の  
高齢化等により、平成20年度に  
製造が中止してしまいました。  
湊町には年末年始のおもてな  
しに、各家庭で作ったもちやそ  
ばをふるまう習慣があり、故郷  
を離れた人にも故郷の味を満喫  
してもらいたい、そんな思いか  
ら作られたのが「会津四季もち」



(株)上馬渡夢農場

女性部 齋藤 美恵子

地域の特産品による  
「むら興し」

うりや赤すじだいこんなどを作っています。ぼくはとくに、大きなよまききゅうりにみそをつけて丸かじりするのがとてもすきです。

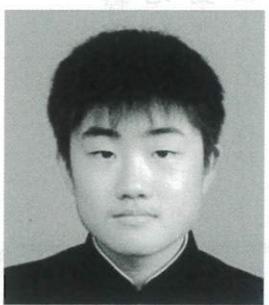
お父さんの野さいは、きゅう食にも出ます。はじめてよまききゅうりが出たときはぼくはどきどきしていました。

お父さんが作ったよまききゅうのしようかいもありました。みんなは、「おいしい。」と言つて、にこにこして食べてくれたので、ぼくもあんしんしてすぐうれしくなりました。

お父さんが作った野さいをみんながおいしいと言つて食べてくれることが、とてもうれしかったです。ぼくも大きくなつたら、お父さんみたいにあいづのでんとう野さいを作つてみんなにおいしく食べてもらいたいと思います。

小さいころは、苗箱を洗うのが僕の仕事だった。でも、今はそれは弟の仕事になった。中学生になつて手伝える仕事も変わつた。仕事が変わって、考えたことがある。改めて、農業はだれかが一人でやるには大変な仕

## 大好きな農業

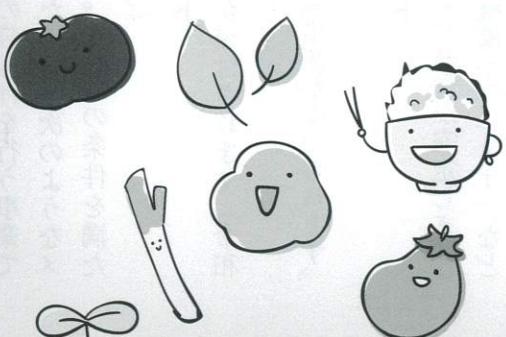


一箕中学校3年  
小林 暖人さん

事だと感じた。でも、家族みんなで、それができる仕事をすれば楽しく仕事ができる。僕にとつて農業は楽しい仕事だ。僕は、将来、農業など自然とふれ合うことのできる仕事につきたいと思っている。そのためにも、これからも祖父の手伝いを続けたい。今年もおいしい米をとれると良い。

じいちゃん、毎年、おいしいお米、ありがとうございます。

僕はもともと農業や森林環境に興味があるので、楽しみな仕事である。お父さんが作つた野さいをみんながおいしくと言って食べてくれることが、とてもうれしかったです。ぼくも大きくなつたら、お父さんみたいにあいづのでんとう野さいを作つてみんなにおいしく食べてもらいたいと思います。



ぜひお試しください。おいしいですよ！

そして、平成24年より経験者の指導を受け勉強し、本格的に製造販売を開始しました。

現在、「四季もち」は「草もち」「ソバもち」「シソもち」「豆もち」「白もち」の5種類のもちを地元の食材を用いて製造し、贈答用として12月初旬から1月末まで郵便局を通して販売しています。

湊町にある特定農業法人である私たち(株)上馬渡夢農場では、その地域の特産品である「会津四季もち」を復活できないか検討しました。そして幸いにも私たちの地区には伝統を引き継ぎ伝えられる元気な「母さま」が沢山いました。



# こんな時には農業委員会へ！

- **賃借のメリット**：農地は、貸付期限満了と同時に貸し手に返却されます。
- **売買のメリット**：農用地区域内農地のみ売買の場合は受け手にも要件が加わります。

**まずは農業委員会へご相談ください。**  
農業委員会では、農地の転用や売買等にあたつての法律上の制限や手続きについてのご相談に応じています。  
具体的な要件や手続き方法については、農業委員会事務局までご相談ください。

TEL 0242 (39) 1351

☆次回は農地所有適格法人制度について特集する予定です。

## ①農地法第3条

受け手の経営面積が50a以上あり、全ての農地を効率的に利用し、必要な農業に常時従事する人が申請できます。

## ②農業経営基盤強化促進法

市街化区域以外の農地が対象となり、売買の場合は受け手にも要件が加わります。

- ①農地法第3条
- ②農業経営基盤強化促進法
- ③農地中間管理事業

農地の**売買・賃借**には、  
**3通りの方法があります。**

耕作していない  
農地がある  
のだけれど…



**(3)農地中間管理事業**  
農地中間管理機構が地域内の分散した農用地等を借り受け、まとまりのある形で担い手へ長期間の貸付けを行う事業です。機構を利用した場合、次のようなメリットがあります。（一定の条件を満たす必要があります。）

## ●出し手のメリット

- ・経営転換協力金が交付されます（令和5年まで）
- ・固定資産税の軽減措置が受けられます（令和など）

## ●受け手のメリット

- ・農地の集約化により経営が安定します。
- ・賃借料の精算は機構が行います（など）

どの方法で  
売買or貸借  
するのが  
良いの？



## 農地は無断で転用はできません！

農地の転用は事前に許可（市街化区域内は届出）が必要です。違反転用者には罰金や原状回復命令等厳しい措置がとられます！

## ☆農地の転用には 許可が必要です☆

農地を、住宅敷地・駐車場・倉庫等農地以外の目的に利用するには県知事の許可が必要です。  
一時的な資材置場や現場事務所・土砂置場等で利用する場合も農地転用になります。

農地に倉庫を  
建てたいなあ



## △新規就農者との対談△

北会津町で桃等の果樹園を経営するご両親の元、平成29年に新規就農をした川島美穂さんをお迎えし、農業委員会会長と対談しました。その内容をお伝えします。

「就農するきっかけは何ですか？」

**A** 祖父が収入を安定させるため

に果樹栽培を始め、祖父と両親が試行錯誤して経営基盤を整えました。祖父が亡くなり、農園の規模を縮小するかそれともやめるかという事になりました時、苦労して整備した果樹園をここで途切れさせたくないと思い、就農を決意しました。

「経営規模はどのくらいですか？」

**A** 新植したのが桃が36a、ブルーベリーが3aの合計39aです。その他父の経営する農園が約1.8haあり、家族と共に研修を兼ねて手伝いをしています。

「就農して約2年が経過しますが、心がけていることはありますか？」

**A** 果樹に対する日々向き合うことを大切にしています。1年1作ですから、日々細かい変化を見逃さないようにしないとその年だけ



川島さん：両親にとても感謝しています

いません。

また、日持ちのする早採りではなく、完熟し、そのくだものが一番おいしい時期にお客様に届けるということを大事にしています。

「農業をやっていて良かったと思うことは何ですか？」

**A** 父が経営している観光農園の手伝いもしているのですが、桃狩り等に来てくれたお客様が、「おいしかったよ」とか「楽しかったよ」と喜んで帰られた時です。自分が1年間積み重ねた仕事で、誰かに喜んでもらえるということは、自分にとっても活力となるし、うれしいです。

「就農する以前はどのような仕事をされていましたか？」

**A** 夫は、以前営業の仕事をしていて、お客様を迎える入れるにあたつてのサービス向上の視点が優れおり、刺激を受けることが多々あります。自分自身は財務や経理等をしていたので、果樹園を経営していく上で実際に役に立つています。

「10年後の自分はどんな風になりますか？」

**A** 観光が盛んな会津で、観光農業の分野から会津の観光の一端を担えるようになりたいと思っています。

「その他、最後に一言お願いします。」

**A** 祖父と両親が本当に苦労しているので、両親にはとても感謝しています。

「今後の目標はありますか？」

**A** 将来は観光農業も引き継ぐので、お客様がより一層快適に過ごせるように園地整備を進めたいで



梶内会長：農業は「冒険」と「挑戦」

す。

また、新植した桃が2年後には収穫できるようになるので、作業量が増加しても手が行き届き、丁寧な作業ができるよう、作業の効率化を進めて行きたいです。

## 農地法等の許可申請は余裕をもって！

- ◆ 農地法等の許可申請は、原則として毎月5日（土・日・祝日の場合は翌日）締め切りです。  
申請の際には、記載漏れや誤りがないか、添付書類は揃っているかなどをよく確認してから申請してください。
  - ◆ 申請書、添付書類に不備や不足がありますと、当月分として受付できなくなります。  
事前に窓口でご相談の上、余裕をもって申請手続きを行うようお願いします。  
なお、30a以上の転用許可申請については、一般社団法人福島県農業会議に意見を聞く必要があるため、早めに協議をお願いします。
- \*締切日以降の申請は、翌月分扱いとなりますのでご注意ください。（詳しくは農業委員会事務局までご相談ください）

**農業委員会総会の議事録・農業委員会活動契約は、  
事務局または市ホームページにて閲覧することができます。**

簡単

安心

税控除

**農地を貸したい方、売りたい方は、  
農業委員会へご相談ください！**

農業委員会では、▶適切な借り手・買い手をあっせんします。

▶農業委員会を通すことにより安心して貸せます。



「正式に農地を貸すと、返してもらえないくなるのでは……」と思われていませんか？現在の制度では正式な手続きを行えば、貸付期限がくれば確実に農地の権原が戻ります。個人的な契約はトラブルの元になることがあります。

▶農業委員会のあっせんなどにより担い手農家へ農地を売ると、譲渡所得の800万円控除の制度があります。また、所有権移転登記も嘱託により、農業委員会で行います。

### 農業相談日のご案内

農地や農業全般についての相談をお受けします。秘密は厳守しますので、お気軽においでください。

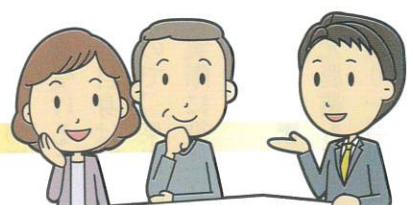
●開催日 原則として毎月第2水曜日（5月10月を除く）

●時 間 午後1時30分～4時00分

●場 所 農業委員会事務局内「会長室」

●対応者 農業委員及び農地利用最適化推進委員

\*農業委員・農地利用最適化推進委員には、守秘義務が課せられています。



### 今年も出張農業相談を開催します

●開催日時 令和2年1月27日（月）午後1時30分～午後4時

●場 所 湊公民館・南公民館・北会津支所・河東農村環境改善センター

### 全国農業新聞

読んでみませんか？農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が、農業者の視点でお届けする週間の農業総合専門紙です。

お申し込みはお近くの農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局まで。（毎週金曜日発行：月700円）

部会会員大星菊竹和昭士和貴健昭士友和芳明  
部会会員長吉田橋田和司芳明  
報部会長吉田和明  
農業委員會会長吉田和明  
農業委員會会長吉田和明



さて、本号をもつて現メンバーでの農業委員会だよりの発行は最後となります。ご協力いただき、誠にありがとうございました。  
令和元年度は、令和の初めの年として農業委員会だけよりも2回発行することができました。皆様にとって読み甲斐のある内容を目指し記事の検討を行つてまいりました。

広報部会長 吉田 和明  
**編集後記**